

7. 卷 末 資 料

7-1 水防法の一部を改正する法律（平成13年法律第46号）について

水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水予報を行うこと、国土交通大臣及び都道府県知事による浸水想定区域の公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保等の措置を講ずる。

1. 洪水予報河川の拡充

- ①国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。
- ②都道府県知事は、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

2. 浸水想定区域の公表等

- ①国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川について、河川整備の計画降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。
- ②国土交通大臣等は、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

3. 円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- ①災害対策基本法の市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、同法の市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。
- ②浸水想定区域内に地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- ③市町村長は、①の市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等について住民に周知させるように努める。
- ④市町村防災会議の協議会が設置されている場合には、同協議会が市町村相互間地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等を定める。

7-2 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）について

地域の水災の防止力の向上を図るため、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、中小河川における洪水情報等の提供の充実、水防協力団体制度の創設、非常勤の水防団員に係る退職報償金の支給規定の創設等所要の改正を行う。

1. 浸水想定区域の指定対象河川の拡大及び浸水想定区域における警戒避難体制の

充実等

浸水想定区域の指定対象河川を主要な中小河川まで拡大し、特別警戒水位の到達情報を周知等することとする。また、浸水想定区域内の主として高齢者等が利用する施設への洪水予報等の伝達及び地下施設における避難のための計画の作成等により、警戒避難体制を充実する。

2. 洪水予報制度の充実

国土交通大臣は、気象庁長官と共同して、現行の水位又は流量に加え、氾濫による浸水に係る洪水予報を行うものとする。

3. 水防協力団体の指定制度の創設

水防管理者が、水防団又は消防機関が行う水防活動に協力する公益法人、NPO法人を水防協力団体として指定することができることとする。

4. 非常勤の水防団員に係る退職報償金支給規定の創設

5. 浸水想定区域の指定に必要な調査に関する助成措置等

浸水想定区域の指定のため必要な調査に対する期間を限定した補助制度を設けるとともに、当該調査のほか、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査結果を活用することができることとする。

7－3 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号） について

近年、全国各地で集中豪雨等による水災が多発する一方、水防団員の減少等により地域の水防力の弱体化が進んでいることから、水防計画における河川管理者の協力に関する事項の記載、洪水予報等の関係市町村長への通知、浸水想定区域内における避難の確保及び浸水の防止、水防協力団体の対象範囲及び業務の拡大等の措置を講ずる。

1. 河川管理者による水防活動への協力

都道府県及び指定管理団体が定める水防計画に、河川管理者の水防活動への協力について記載することができることとする。

水防計画に記載された協力事項については、河川管理者は協力することが義務付けられることとなる。

2. 洪水予報等の関係市町村長への通知

洪水予報及び特別警戒水位到達情報については、これまで、国土交通大臣又は都道府県知事から水防管理者等に通知することとしてきたところであるが、これに加えて、関係する市町村長にも通知することとする。

3. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設であって、市町村地域防災計画において避難確保を図る必要があるものとして施設の名称及び所在地を記載されたものについては、市町村からの当該施設の所有者又は管理者に洪水予報等を伝達することとしてきたところであるが、自衛水防に関する取組を一層促進するため、対象施設に大規模工場等を加えるとともに、各施設の自衛水防組織（要配慮者利用施設及び大規模工場等にあつては、設置されている場合に限る。）の構成員に対しても洪水予報等を伝達することとする。

4. 水防協力団体の対象及び業務の拡大

水防協力団体の指定対象を、これまでの一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人に加え、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等の団体にも拡大することとする。

また、水防協力団体の新たな業務として、水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供を追加する。なお、水防協力団体が河川区域内に水防倉庫等を設置する場合には、土地の占有許可等の特例を受けることができることとする。

7－4 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和５年法律第 37 号）の一部の施行について

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、「バックウォーター現象」などによって本川・支川合流地点における浸水被害が発生する事例が発生している。

こうした中、国指定洪水予報河川（水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川をいう。）においては、本川・支川一体で水位予測を行うモデルを令和３年から導入しており、精度が高く、長時間先の予測が可能となっている。

これを踏まえ、国土交通大臣が、本川・支川一体の水位予測によって取得した予測水位情報を、都道府県指定洪水予報河川（水防法第11条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川をいう。）について洪水予報を行う都道府県知事の求めに応じ、都道府県知事及び気象庁長官に提供する仕組みを構築することとする。

7-5 洪水等に関する防災情報体系の見直しについて

(平成18年10月1日 国河情第3号)

平成18年10月1日

国河情第3号

各都道府県知事殿

国土交通省河川局長

洪水等に関する防災情報体系の見直しについて

洪水時等において河川管理者等から提供される防災情報については、情報の受け手である住民や市町村の防災担当者、報道機関等に正確に理解され、受け手の的確な判断や行動につながるような情報の内容や表現であることが重要です。そのため、「洪水等の防災用語改善検討会」において、防災情報の用語をはじめ防災情報提供の内容を具体的に点検し、そのあり方について検討が進められ、本年6月22日に提言を頂いたところです。

これを受けて、情報の受け手である住民や市町村の防災担当者、報道機関等に正確に理解され、受け手の的確な判断や行動につながるような情報の内容や表現に改善するため、水位情報及び洪水予報並びに洪水等に関する防災用語の防災情報体系について、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領」の通り抜本的に見直しを図ることとしましたので、避難勧告等の発令を行う市町村長と十分調整を図られた上で、適切に対応して頂きたいと思っております。

また、「洪水等の防災用語改善検討会」の提言を添付しますので参考にして下さい。

なお、貴管内市町村への周知についてもよろしくお願い申し上げます。

洪水等に関する防災情報体系の見直しについて

洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領

1. 水位及び発表情報の改善

住民や報道機関、市町村等の受け手の混乱を招かないように、従前用いていた警戒水位等の各種の水位を氾濫の危険度にあわせて再整理を行い、危険度のレベルを明確にするとともに、水位に基づき発表する防災情報（以下、「発表情報」という。従前の「特別警戒水位到達情報」、「（〇〇川）洪水警報」等に相当する）と住民の避難行動等の関連を明確にするため、洪水予報指定河川、水位情報周知河川を問わず発表情報を統一することとする。

1) 水位

水位については、各水位の危険性の順序や住民や報道機関、市町村等がとるべき具体的な行動がわかるように、以下の通り変更することとする。

① 氾濫注意水位

水位の位置付け： 市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安

従前との対応： 「警戒水位」に対応

② 避難判断水位

水位の位置付け： 市町村長が避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考

従前との対応： 水位情報周知河川における「特別警戒水位」に対応

洪水予報指定河川においては、特別警戒水位は設定されていないが、避難勧告等の発令、情報伝達及び避難（以下、「避難等」という）に要するリードタイムを考慮したうえで、避難判断水位を新たに設定

③ 氾濫危険水位

水位の位置付け： 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位

従前との対応： 「危険水位」に対応

危険水位については、平成 17 年度より縦断的に設定することとしているが、避難の判断をすべき重要な水位であるため、堤防の整備状況や沿川の状況に応じて適切に設定するとともに、適宜見直しを図ること

④ 水防団待機水位

水位の位置付け： 水防団が出動のために待機する水位

従前との対応： 「通報水位（指定水位）」に対応

今回の見直しにあわせて、氾濫の恐れの高い地区において住民等に氾濫の危険性を周知するため、以下の通り着色した量水標を設置することとする。

レベル 1	（水防団待機水位～氾濫注意水位）	： 無着色
レベル 2	（氾濫注意水位～避難判断水位）	： 黄色
レベル 3 及び 4	（避難判断水位より上部）	： 赤色

なお、氾濫危険水位（氾濫危険水位と計画高水位が異なる場合には、計画高水位も含む）については、その水位がわかるように明示することとする。

2) 発表情報

① 〇〇川氾濫注意情報

従前の名称： （〇〇川）洪水注意報

発表する時期： 氾濫注意水位に到達した時

② 〇〇川氾濫警戒情報

従前の名称： （〇〇川）洪水警報

発表する時期： 避難判断水位に到達した時、あるいは、水位予測に基づき氾濫危険水位（従前の「危険水位」に対応）に達すると見込まれた時

特記事項： 水防法第 10 条第 2 項（都道府県においては第 11 条）に基づき洪水予報を行う河川においては、水位予測に基づき〇〇川氾濫警戒情報を発表するタイミングを、避難勧告等の発令の決定権者である関係市町村長と十分調整した上で、避難等に要するリードタイムを考慮して予め定めておくこと。また、氾濫警戒情報を発表する目安として避難判断水位を避難等に要するリードタイムを考慮して定めておくこと。

③ 〇〇川氾濫危険情報

従前の名称： (〇〇川)洪水情報
発表する時期： 氾濫危険水位に到達した時
④〇〇川氾濫発生情報
従前の名称： (〇〇川)洪水情報
発表する時期： 氾濫が発生した時
発表の目的： 氾濫の発生の周知

なお、水防警報の発表については、発表のタイミングや内容については従前通りであるが「通報水位(指定水位)」を「水防団待機水位」に言い換えることとしたことに、留意されたい。

2. 発表情報等に用いる防災用語の改善

発表情報等に用いる防災用語については、情報の受け手の立場に立ち、災害の状況や危険度が容易に理解できるようにすることや音声で聞いて理解できるようにすること等を考慮して、別表の通り改善することとする。

ただし、用語の改善にあたっては、以下に留意して情報を提供されたい。

- ・ 「右岸・左岸」等の用語については、具体的な地名、方角等を用いて表現を工夫し、理解が容易となるようにすること。
- ・ 水位の表示は、橋桁からの差や堤防の上面からの高さで示すことを併用すること。

3. 用語の法令上の取り扱い等

1) 「特別警戒水位」は「避難判断水位」と言い換えることとしているが、当該水位は、水防法第 13 条の規定に基づき設定され、その水位に達したときに関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知することになっている。そのため、水防法の規定に基づき、「避難判断水位」を通知あるいは周知する場合には、以下の通り表記することを基本とする。ただし、同一文書中に複数回記載する必要がある場合においては、脚注に記載する等、他の表現方法を用いてもよい。

避難判断水位（水防法第 13 条で規定される特別警戒水位）

洪水予報を行う河川においては、今後は氾濫警戒情報を発表する目安の水位として「避難判断水位」を設定し、防災情報の体系に基づき情報提供することとしているが、水防法第 13 条で規定される特別警戒水位に該当するものではなく、河川管理者が個々の河川特性を踏まえ設定するものとして運用することとする。なお、洪水予報河川における避難判断水位の設定方法については、別途通知する。

2) 洪水予報で用いる用語のうち「洪水注意報」及び「洪水警報」については、気象業務法施行令第 6 条において規定されているため、改善された用語の後に括弧書きで従前の用語を表記したり、発表文中に脚注を付す等により従前の用語との関連を示すこととする。また、それ以外の用語で、従前用いていた用語との関連を示すことが必要と判断される場合には、改善された用語のあとに括弧書きで従前の用語を表記する等の工夫を適宜行うこととする。

3) 地域防災計画、水防計画や防災業務計画等についても、平成 19 年度に作成するものについては今回の見直しを踏まえて対応するよう都道府県に対し適切に指導・助言すること。なお、水防法第 17 条の規定により、水防管理者は、水位が警戒水位に達した時、その他水防上必要があると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関に出動させ又は出動の準備をさせなければならないとされていることを踏まえ、水防計画において氾濫注意水位について表記する場合には、上記「避難判断水位」と同様の表記とすることとする。

4) 洪水ハザードマップ（解説等も含む）に記載する用語については、今回の見直しを踏まえて記載するよう、市町村に対し適切に指導・助言すること。なお、既に作成済みの洪水ハザードマップについても適宜更新されることが望ましいが、少なくとも関係地方公共団体と協力し、所要の見直しを行った旨を周知させるよう努めることとする。

4. 防災情報の的確な伝達に必要な事項

防災情報は、たとえ良質な情報であっても、その伝え方が不十分であれば、機能しないこともある。また、情報は伝えて終わりではなく、伝わって活用されるまでを考慮することが必要である。そのため、地元の市町村と日常より密接に連絡・調整を行い、河川の特性や状況、洪水の特性、避難に関する地域の状況、それぞれの防災体制等について相互の理解を図っておくこととする。特に、避難勧告等の決定権者である市町村長には、災害時に伝えるべき情報が直接、正確に伝わるよう、事前に本通

知の趣旨等を直接提供したり、必要な機器を整備する等の準備をすることとする。

5. 実施の時期等

本通知については、住民、市町村、報道機関等に充分周知徹底を図った後、平成 19 年 4 月より実施することとするので、遺漏無きよう準備されたい。また、洪水予報指定河川における洪水予報については、洪水予報文の変更及び必要な情報システムの改修を来年度出水期までに実施されたい。

ただし、今年度において、従来の用語のあとに改善後の用語を括弧書きで記載する等により先行的に見直しを行うことを妨げるものではない。

改善を行う用語・表現

水位情報で用いる用語

現行	改善後
計画高水位※	氾濫危険水位 ※河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用
危険水位	氾濫危険水位
特別警戒水位	避難判断水位
警戒水位	氾濫注意水位
指定水位	水防団待機水位

河川の洪水予報※で用いる用語

(※国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川毎に行う洪水警報等)

現行	改善後
(〇〇川) 洪水情報	〇〇川氾濫発生情報 〇〇川氾濫危険情報
(〇〇川) 洪水警報	〇〇川氾濫警戒情報
(〇〇川) 洪水注意報	〇〇川氾濫注意情報

その他の用語

現行	改善後
破堤※	堤防の決壊
決壊	決壊（対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防が決壊）
欠壊	一部流出（崩壊） （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防が一部流出）
越水・溢水※	水があふれる （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防から水があふれる）
浸水	浸水（対象地区を明確化／例：〇〇地区が浸水）
冠水	浸水（対象地区を明確化／例：〇〇地区が浸水）
出水※	増水
洗掘※	深掘れ
漏水	漏水（対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防から漏水）
法崩れ※	堤防斜面の崩れ
既往最大流量	過去最大流量
水防警報指定河川	水防警報河川
水位情報周知河川	水位周知河川
樋門・樋管※	（排・取）水門
排水機場※	排水ポンプ場
（堤防）天端※	（堤防の）上端、上面

右岸・左岸※	〇〇市側
AP	AP（東京湾中等潮位-1.1344m）
YP	YP（東京湾中等潮位-0.8402m）
堤内地・堤内※	堤防の居住側（堤防より居住地側）
堤外地・堤外※	堤防の川側（堤防より川側）
高水敷※	河川敷
派川	派川（分岐して流れる川）
直轄区間※	国管理区間
指定区間※	県（都道府）管理区間
川裏※	居住側（居住地側）
川表※	川側
法・法面※	堤防斜面
沿川※	川沿い
内水	内水（河川に排水できずに氾濫した水）
強雨域※	強い雨が降る範囲（〇時間〇〇ミリ以上）
（以下、ダム関係）	
設計洪水位	設計最高水位
サーチャージ水位	洪水時最高水位
常時満水位	平常時最高貯水位
洪水期制限水位	洪水貯留準備水位

※洪水予報、特別警戒水位到達情報、ダム放流通知の発表においては、基本的に使用するとともに、その他の発表情報においても極力使用すること

7-6 洪水時における情報提供の充実について
(平成26年4月8日 国水環第2号)

平成26年4月8日

国水環第2号

各都道府県知事殿

国土交通省水管理・国土保全局長

洪水時における情報提供の充実について

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村長が避難勧告の発令等の判断に際し、指定行政機関の長や都道府県知事等に助言を求めることができることとなり、この場合において、助言を求められた指定行政機関の長や都道府県知事等は、その所掌事務に関し、必要な助言を行うこととなりました。

また、同改正により、避難行動として、避難場所への立ち退き避難に加え、屋内での待避等の安全確保措置が位置づけられたことから、避難に要する時間も大きく短縮されることが期待されます。

このような背景を踏まえ、市町村長が行う避難勧告等の円滑な発令等に資するよう、下記の措置を講じることとしたので、必要に応じて市町村長と十分調整を図った上で、適切に対応して頂きたいいたします。

記

1.～2. (略)

3. 氾濫危険水位等の位置付け等の見直し

災害対策基本法の改正等を踏まえ、避難行動等との関係の観点から、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」(平成18年10月1日付け国河情第3号)で通知した水位の位置付け等について、以下のとおり変更する。

なお、この変更に伴い、氾濫危険水位(危険水位)、避難判断水位、特別警戒水位の設定方法についても一部見直す必要が生じるが、これについては別途通知する。

(1) 氾濫危険水位

① 水位の位置付け

- 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安
- 住民の避難判断の参考

② 考え方

従前は避難に比較的長い時間を必要とすることが想定されたため、避難判断水位を市町村長の避難勧告又は避難指示の発令判断の目安としていたところであるが、避難勧告等の対象とする避難行動は「数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から命を守るための行動」であること、災害対策基本法の改正により避難に要する時間の短縮が予想されること、浸透・侵食に関する監視を強化すること等を踏まえ、「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位」である氾濫危険水位を市町村長の避難勧告等の発令判断の目安として位置付けることとする。

なお、氾濫危険水位の位置付けの変更を踏まえ、現在の避難判断水位の設定根拠となっている避難等に要する時間や水位上昇速度等について、最近の流域市町村における避難実績や必要に応じた市町

村からのヒアリング、当該水位設定以降の主要洪水等を考慮した検証を行い、必要に応じて氾濫危険水位（危険水位）の見直しを図られたい。

(2) 避難判断水位

① 水位の位置付け

- 市町村長の避難準備情報の発表判断の目安
- 住民の氾濫に関する情報への注意喚起

② 考え方

氾濫危険水位を避難勧告等の発令の目安としたことに伴い、避難判断水位は避難準備情報発表の目安として位置付けることとする。

なお、避難準備情報の発表により避難場所の開設等が行われることとなるため、必要に応じて市町村からヒアリング等を実施し、避難判断水位から氾濫危険水位まで水位が上昇する間に、避難場所の開設等の必要な作業が実施可能かどうかについて検証し、必要に応じて避難判断水位の設定を見直しを図られたい。

(3) 氾濫注意水位

① 水位の位置付け

- 水防団の出動の目安

② 考え方

水防団が巡視等を適切に行うためには、氾濫注意水位程度で出動する必要がある。

(4) 水防団待機水位

変更なし

(5) 水防法第13条第1項の規定に基づく特別警戒水位との関係

水位周知河川における特別警戒水位は避難勧告等の発令の目安であることから、従来は、特別警戒水位は洪水予報河川における避難判断水位に相当するものとしていたところであるが、水位の位置付けの変更に伴い、特別警戒水位は洪水予報河川における氾濫危険水位に相当することとなる。

4. 実施の時期

本通知に基づく措置については、市町村等に十分に周知徹底を図った後、平成27年4月からを目途に実施することとするので、遺漏無きよう準備されたい。

ただし、平成26年度において先行的に実施することを妨げるものではない。

7-7 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（平成30年12月26日公表）抜粋

（前略）

5. 防災気象情報等の情報と地方公共団体が発令する避難勧告等の避難情報の連携

（中略）

- 情報の持つ意味や、情報が受け手に求めている行動を、情報を出す側と受け手側の間で 共通認識としておく必要がある。例えば水害・土砂災害について、防災情報をレベル1から5の5段階にするなど、防災情報が直感的に理解しやすいものとするべきである。情報の数が多くなり、情報が表している危機感、情報が求める行動への理解が非常に難しくなっており、様々な情報の整合性に関連性を見直す時期にきている。

（中略）

～実施すべき主な取組～

■ 住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供

- ・ 住民は災害発生のおそれの高まりに応じ、適時的確な避難行動をとることが必要である。このため行政には平時の災害リスク及びとるべき避難行動等の周知に加え、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援する防災情報の発信が必要である。また、災害対応にあたる市町村が適時的確に避難勧告等を発令できるよう気象庁や施設管理者等の支援も必要である。
- ・ このため、災害発生のおそれの高まりに応じて、住民がとるべき行動を5段階に分け、「行動を住民に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」との対応を明確にし、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な行動を支援する。また、気象庁と施設管理者等が連携し、市町村が発令する避難勧告等のレベルごとに、発令に資する情報を市町村へプッシュ情報を基本として提供する。

（後略）

4. 発令基準例

4. 1 避難情報の発令基準等の設定手順

(中略)

4. 1. 3 手順3:「避難情報の発令基準の設定(発令タイミングの設定)」の基本的な考え方

(中略)

関連情報⑬: 発令基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言

気象、河川、土壌等がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設の管理者は国・都道府県である場合が多く、また、施設の管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。

災対法では、市町村は国・都道府県等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができるとされていることから、避難情報の発令基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

協力・助言を求めることのできる対象機関 (以下「専門機関」という。)

【洪水】 一級河川指定区間外の区間 国土交通省の河川事務所等
一級河川指定区間・二級河川 都道府県・県土整備事務所(土木事務所等)

(中略)

【災害対策基本法】

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(中略)

4. 2. 4 手順3-2：発令基準の設定（洪水等）

（1）洪水予報河川

【警戒レベル3】高齢者等避難（洪水予報河川）

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準の設定例

1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。

- 1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合
- 2：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
- 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

（解説）

- ・（発令基準例1）避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を警戒レベル3高齢者等避難の発令基準の基本とする。
- ・ただし、避難判断水位（レベル3水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル4水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位（レベル3水位）を超えた段階で、指定河川洪水予報で発表された水位の見込みや河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。
- ・発令基準例1、2は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）が発表される際の水位の条件を、発令基準として記述したものである。
- ・避難判断水位（レベル3水位）への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。
- ・（発令基準例2）避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位（レベル4水位）を超えるおそれがあるとされた場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
- ・（発令基準例3）国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・（発令基準例4）堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・（発令基準例5）前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況（発令基準例1～4に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

(中略)

【警戒レベル4】避難指示（洪水予報河川）

【警戒レベル4】避難指示の発令基準の設定例

1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。

1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）

2：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合

（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）

3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合

4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

5：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合

6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

(解説)

- ・（発令基準例1）発令基準例1は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）が発表される際の水位の条件を、発令基準として記述したものである。
- ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階などを警戒レベル4避難指示の発令基準の基本とする。
- ・ ただし、洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区域は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
- ・ （発令基準例2）氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する前であっても、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達するおそれがあるとされた場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。氾濫開始相当水位については、平時から河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。
- ・ （発令基準例3）国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。

- ・（発令基準例４）堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって異常な漏水・侵食等の状況を把握した場合、警戒レベル４避難指示の発令の判断材料とする。
- ・（発令基準例５）異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約３時間前※、約１時間前、開始と順を追って通知することとされている。※ダムによっては３時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。
- ・異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る（ダムが満水になる）状況となり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする操作である。実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫する恐れが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル４避難指示の発令の判断材料とする。
- ・当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。
- ・（発令基準例６）前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル４避難指示を発令するような状況（発令基準例１～４に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル４避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例１～４に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。
- ・（発令基準例７）警戒レベル４避難指示の発令が必要となる（発令基準例１～４に該当する場合等）ような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル４避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後３時間後には暴風となるおそれがある）。

（中略）

【警戒レベル5】緊急安全確保（洪水予報河川）

【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準の設定例

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促した
い場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～6のいずれかに該当する場合が考えら
れる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、
また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考え
られる。

（災害が切迫）

- 1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、
個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋
然性が高い場合）
- 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」に
なった場合
- 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえな
い場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）

（災害発生を確認）

- 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベ
ル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の
災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しな
い。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝
達することに注力すること。

（解説）

（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）

- ・（発令基準例1）河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながるものが想定されるため警戒レベ
ル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されて
いる箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。
- ・（発令基準例2）洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況
で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料と
する。
- ・（発令基準例3）堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食
等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前
兆現象が確認された場合、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・（発令基準例4）樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排
水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排
水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のお
それがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

- ・（発令基準例５）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて浸水害の特別警報の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料とする。

※令和３年災対法改正前は、大雨特別警報（浸水害）は、「住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報の役割の一つ）」の観点から、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報として位置づけられていたが、災害が発生したとの情報ではないことから、警戒レベル５災害発生情報の発令基準例としては用いないこととされていた。令和３年災対法改正により、警戒レベル５を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、大雨特別警報（浸水害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

（災害発生を確認）

- ・（発令基準例６）水防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料とする。

（後略）

7-9 洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について

(別紙については割愛しているが、洪水予報発表について具体的例示が多数掲載されていることから適宜参照されたい)

事務連絡
令和6年11月22日

各都道府県 河川主管課長 様

水管理・国土保全局
河川環境課 河川保全企画室 企画専門官
水防企画室 水防企画官
河川計画課 河川情報企画室 企画専門官

洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について

令和6年12月に発表作業の効率化・迅速化を図るため改修を行った洪水予警報等作成システムが運用開始となることに伴い、国においては、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について（令和5年5月31日水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他 事務連絡）」別紙1、2及び4、5の内容を修正し、下記のとおり運用する予定であるので、洪水予報の運用変更の準備、関係機関への周知等、気象庁の担当官署と連携して必要な対応に努められたい。

これに伴い、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について（令和5年5月31日河川環境課企画専門官他 事務連絡）」は廃止する。

なお、洪水予報の発表に関する内容については、気象庁大気海洋部の担当官と確認したものであることを申し添える。

記

1 洪水予報の発表について

洪水予報は、別紙1に示す水位状況に応じて、発表するものとする。

2 洪水予報の発表形式について

洪水予報は、「水防法及び気象業務法に基づき実施する洪水予報業務等についての基本協定」（国水環第25号、気業第91号 令和5年5月31日国土交通省水管理・国土保全局長、気象庁長官）（以下、「基本協定」という。）及び「国が行う洪水予報についての確認事項（令和6年11月22日水管理・国土保全局河川環境課長、気象庁大気海洋部業務課長）」に基づいて実施している。発表形式については、XML形式とPDF形式があり、PDF形式は別紙2の発表形式イメージを基本とする。詳細の文言は必要に応じて変更することができるものとする。

洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位又は流量、雨量、問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、氾濫水の予報、注意事項、参考資料等を記載するものとする。

XML形式では見出しに、PDF形式では標題に参考となる警戒レベル相当を付すものとする。また、PDF形式では基準観測所毎の警戒レベル相当の早見表を記載するものとする。

主文は、緊急度に応じて簡略化することができる。主文には洪水予報発表時点で予報区域内において氾濫が発生した場合に浸水が想定される地区を「浸水が想定される地区」として記載することができるため、氾濫発生地点による氾濫水の影響が及ぶ地区名を明示する。ここでは、水防法第14条に規定する「洪水浸水想定区域」内の地区名すべてを明示することではないことに留意する。

3 細目協定・実施要領

「基本協定」に基づき洪水予報業務を実施するために必要な事項は、双方の担当官署の間で協議し、細目協定を定めることとしている。これについては、別紙3を参考とされたい。また、細目協定に基づく実施要領等については、別紙4、別紙5を参考とされたい。

4 水位周知河川における水位到達情報の発表

水位周知河川における水位到達情報の発表は、水防法第13条第1項の規定に基づき行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報の発表の他、「洪水時における情報提供の充実について（平成26年4月8日水管理・国土保全局長通知）」等に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報の発表を行うものとする。

ただし、それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととし、必要に応じて情報を追加して発表を行うことができるものとする。

また、発表形式については、XML形式とPDF形式があり、PDF形式は別紙6の発表イメージを基本とし、参考となる警戒レベル相当を付すものとするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。